

事務連絡
令和6年3月1日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

国設専用水道の設置者 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
水道課水道水質管理室

水道におけるPFOS及びPFOAへの対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

令和6年2月6日（火）に開催された第928回食品安全委員会において、有機フッ素化合物（PFAS）に関する食品健康影響評価書（以下「評価書」という。）案が取りまとめられました（下記食品安全委員会 URL 参照）。今後、パブリックコメント（同年2月7日から3月7日の30日間）等を経て評価書として決定されることが見込まれており、評価書の決定を受けて、速やかに水質基準逐次改正検討会においてPFOS及びPFOAの取り扱いについての検討を進め、見直し方針案をお示ししたいと考えております。

については、下記厚生労働省 URL で情報を提供してまいりますのでご確認いただきますとともに、今後、見直し方針案の検討にあたって、水質調査へのご協力をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

なお、貴水道行政担当部局におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）、専用水道の設置者に対して、本件を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 食品安全委員会 URL

https://www.fsc.go.jp/osirase/pfas_health_assessment.html（「有機フッ素化合物（PFAS）」の評価に関する情報）

2. 厚生労働省 URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/ki_jun.html（水質基準逐次改正検討会）

以上

【問い合わせ先】

厚生労働省健康・生活衛生局水道課
水道水質管理室 室長補佐 渡邊
室長補佐 野澤

TEL 03-5253-1111 (内線4034)

03-3595-2368 (直通)

e-mail : suishitsu@mhlw.go.jp